

相続を考える(4)

富山短期大学名誉教授 川中清司

遺言の知識

●「争族」を防ぐ遺言

仲の良かった兄弟が親の死後、相続をめぐり、憎み合い断絶状態になるという例は少なくない。高齢化が進み、認知症などで家族の世話や介護も増えてきた。生前に親の介護に尽くした子どもと、寄りつきもしなかった子どもの「相続分」は同じという現実。

同居して献身的に介護した長男の嫁には、相続する権利がなく、振り向きもしなかった息子には、相続権があるという矛盾もある。こうした原因で「争族」となるのを防ぐためにも遺言が必要となる。

●増える相続の争い

家庭裁判所が扱った相続関係の相談件数は、この10年で1・9倍に増えている。司法統計によると、平成14年の9万629件から、平成24年では17万4494件となった。調停件数は約1万件で、毎年約100万人の死亡者がいるとして、その1%が「争族」状態だ。

調停の成立件数は、遺産額の少ない方の割合が多く、5000万円以下が75%、うち1000万円以下が32%を占めている。金額よ

りも不公平感が根強い。

●法定相続分より遺言優先

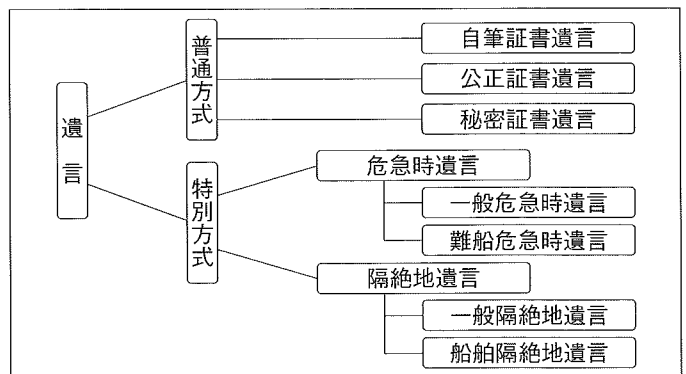
相続する人や、相続財産の割合（相続分）は、民法で定められている。配偶者だけなら全部、子どもがいればそれぞれ2分の1に分ける。子がいなければ配偶者と尊属（父母）が相続する。しかし、この「法定相続分」よりも遺言が優先する。

相続の権利がない他人でも遺言で指定すれば、遺産が分け与えられる。遺言がなければ、遺族が相談して「協議分割」で決めるしかないが、協議では分け前をめぐる争いを生むことになりかねない。

●いろいろな遺言

遺言には「普通方式の遺言」と「特別方式の遺言」がある。普通方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言・秘密証書遺言の3種類がある。自筆証書遺言は、遺言者が自分で書き残す最も一般的な遺言。公正証書遺言は、公証人が公正証書として作成するもので、費用はかかるが、最も安全で確実といえる。秘密証書遺言は、遺言内容を秘密にして、公証人に遺言の存在を証明してもらう。相続人の間で遺言書が本物かどうかの紛争も防げる（図1）。

図1 遺言の種類



●自筆証書遺言

自筆証書遺言は、①必ず自筆で書く。ワープロや代筆、録音、録画は無効。②日付けを書く。西暦元号のいずれでもよいが、○月吉日などは日付けが特定できず無効。③氏名を書く。戸籍上の本名を書くが、夫婦連名などは不可。④押印する。遺言者本人が押印する。できれば実印が好ましい。用紙は便箋などでよい。縦書き・横書きは自由。筆記具は、筆、ボールペ

図2 遺言書のひな形

遺言書

遺言者青木一郎は、次の通り遺言する。

- 妻 青木花子（昭和〇年〇月〇日生）に、次の財産を相続させる。
 - 土地 所在 青森市1丁目2番地 453m²
 - 家屋（家屋番号123番） 所在 青森市1丁目2番地
木造瓦葺2階建 居宅 284m²
 - 上記の屋敷内にある家財財産一式
- 長男青木正雄（昭和〇年〇月〇日生）に、次の財産を相続させる。
〇〇銀行〇〇支店、普通預金、口座番号〇〇〇の預金すべて
- 長女松本順子（昭和〇年〇月〇日生）に、次の財産を相続させる。
〇〇株式会社の株券の全部
- この遺言書に記載のない遺言者に属する一切の財産を、妻青木花子に相続させる。
- この遺言の執行者として下記の方を指定する。
弁護士 山村和夫 青森市2丁目3番地

以上

平成29年5月10日
青森市1丁目2番地
遺言者 青木一郎 印

ンなど自由だが、鉛筆は消えやすいので避けた方がよい。封筒に入れた封印しておく。

●登記簿などの照合

土地、建物などの不動産は、登記簿のとおりを書く。固定資産税の通知書にも明細が記載されているので、照合してみる。家財の骨董品や掛軸など金目のものは、分けるときにもめないように、相続人を特定するとよい。

預金残高は変動するので、預金額は書かずに口座番号を書く。資産だけでなく借金も相続対象となるので相続人を指定する。

●遺言でできる内容

遺言によって法的な効力が生じる事からは、民法などで決められている。大きく分けて財産・身分・遺言の執行の3つがある。あとで解説するが、財産の遺贈と寄付行為・子の認知・後見人などの指定

相続の排除と取消・相続分の指定・遺言執行人の指定などがある（図2）。

●遺贈と相続の区分け

遺言で財産を特定の者に引き継がせるには、「遺贈」と「相続」がある。「遺贈」とは、相続人や相続人以外の人に対して財産を無償で贈与することで、その場合、遺言書には「遺贈する」と書く。「相続」とは、相手が法定相続人に限られ、その場合は「相続させる」と書く。

●愛人の子の認知

愛人との間に子どもがいて、認知を求められていたが、今まで実現できなかったので遺言で書き残したい。そんな時には、次のような遺言で認知ができる。

例文・「①次の者は遺言者木村良雄と山下純子との間の子なので、これを認知する。本籍・新潟県新潟市元町8番地・住所右に同じ・山下純子の子・山下佳彦（平成5年6月7日生）。②この遺言の執行人は、次の者を指定する。新潟県新潟市朝日町4番地・司法書士・伊藤太郎・生年月日」

●相続人の廃除

長男の素行が悪く父親（遺言者）に暴行を繰り返していたり、非行

が続いているので財産は渡したくないという場合は、遺言による相続人の廃除が家庭裁判所の審理で認められる。遺言に排除の理由を明示し、遺言執行人は第三者を選ぶことが大事だ。

例文・「長男山下剛を相続人から廃除する。本人は無断で遺言者の預金を引き出して借金を重ね、肩代わりを断ると遺言者にたびたび暴行を加えて、遺言者は3度入院した。遺言者に対する非行は、相続人排除の理由に当たる」

●遺贈寄付の指定

遺言で先祖の供養をする「祭祀主宰者」の指定をすることができ、また住み慣れた市や出身学校や公益法人などに、「遺贈による寄付」ができる。寄付する先が国、地方公共団体や特定の公益法人の場合は、相続税の計算上控除されるので、あらかじめ税理士などに相談するのがよい。不動産は受け取らない場合もあるので、遺贈先の了解を得ておくことも大事だ。相続人がいる場合は、相続人の「遺留分」を侵害しないよう配慮も必要だ。

●財産分割の一定期間禁止

遺言で財産の分割を一定期間（相続から5年間まで）禁じるこ

ともできる。たとえば、相続人は妻と長男、長女で、財産は土地と建物だけで、余命が長くない妻が亡くなるまで安心して住めるようにしたい。

そんなときは遺言で「各相続人の相続分は、妻村田秋子に2分の1、長男村田正一に4分の1、長女村田裕子に4分の1とする」として、「妻、村田秋子が死亡するまで、相続財産の分割は禁止する」とすることもできる。

●遺言の執行者を指定

遺言のとおり相続手続きができるよう、「遺言執行者」を遺言書に指定できる。遺言執行者は遺言の内容に従って、財産目録の作成・名義変更・不動産の移転登記手続き・財産の引き渡しなど、必要な手続きを進める。弁護士や司法書士など、法律の専門家を指定したほうがスムーズに進む。被相続人（死亡者）の代理人だが、死者には人格権は認められないので、相続人（遺産を承継する者）全員が代理人という立場となる。

●付言事項の記載

遺言に「付言事項」を書き記すことができる。法的な効力はないが、相続配分の理由などを丁寧に説明することで、相続人たちの納得も期待できる。

経営者として言い残したい信条や社訓などを書き記す例もあり、遺族への感謝や希望、依頼事項、生前お世話になった方へのお礼や「葬式は〇〇で行う」などもそれにあたる。

●遺言書の保管場所

自筆証書遺言は、原本の毀損や紛失などで、遺言が実現できなくなる。

それを防ぐには、保管場所にも工夫が必要だ。人目につきやすい場所では、内容を知られてしまうおそれもあり、誰にもわからない場所では、発見できない危険もある。よくある例は自宅の仏壇、金庫、タンスなど。自宅外なら銀行の貸金庫や遺言執行者や弁護士、税理士、司法書士などの専門家、信頼できる友人や願い寺の住職もよい。そのことを生前、家族に告げておくのも一つの方法だ。

●家裁で遺言書の検認を受ける

封印された遺言書を見つけたら、すぐに家庭裁判所に検認の申し立てをする。

通知された検認の日時に遺言書を持参し、相続人らが立ち会って、裁判官が遺言書を開封し、内容を確かめる。検認済証明書が添付さ

れて、申立者に返還される。検認とは、被相続人による遺言であることを確かめ、利害関係者に遺言の内容を知らせ、偽造などを防いで保存を確実にするものだ。遺言書は検認を受けずに開封しても無効にはならないが、5万円以下の過料に処せられる（図3）。

●秘密証書遺言

「秘密証書遺言」とは、遺言の内容は秘密のまま、公証人が遺言書の存在を証明するものだ。遺言者は、2人以上の証人と公証人役場で遺言書を提出する。公証人は、その封紙上に遺言者の遺言書

である旨と、提示した日付けを書き添える。

公証人が遺言書の存在を証明してくれるので、遺族間で遺言が本物かどうかの争いは起きず、内容を他人に知られず、変造されることもない。遺言書は遺言者自身が保管する。

特別方式の遺言

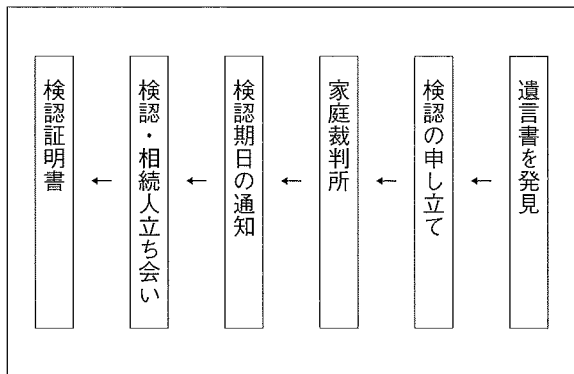
病気や遭難など、危急の際などには、特に簡単な次の4つの遺言が認められている。

- ① まず、危急時遺言としては、「①「一般危急時遺言」で、死亡の危機が迫り意識がはっきりしている場合。②「難船危急時遺言」で、遭難した船舶で、死亡の危機が迫っているとき。次に「隔絶地遺言」としては、③「一般隔絶地遺言」で、伝染病で隔絶地にいる人の場合。④「船舶隔絶時遺言」で、遠洋漁業などで航行中の人が行う遺言などがある。

●危篤時の臨終遺言書

「一般危急時遺言」は、遺言者が危篤状態におちいり、本人はもはや遺言書を書けないとき、枕元に3人以上の成年の証人が立ち会い、うち1人が遺言者が言い残す

図3 遺言書の発見から検認への手順



ことを筆記する。それを遺言者とほかの証人に読み聞かせ、証人が署名押印すれば「臨終遺言書」となる。

遺言の日から20日以内に、家庭裁判所に確認を求めることが必要となる。その後遺言者が危機を脱して、6カ月以上生存したときは、普通方式で遺言をやり直さなければならぬ。

●船舶遭難者の遺言

「難船危急時遺言」は、船舶が遭難するなど危険が迫っているときの遺言。証人2名以上の立ち会いのもとで、遺言者が口頭で遺言をすることが許される。署名押印できない場合は、立ち会人か証人がその事由を付記しておく。家庭裁判所での確認と遅滞ない審判が必要となる。

●伝染病隔離舎の遺言

「一般隔離地遺言」は、伝染病のため、交通機関が断たれているような場所にいる人がする遺言。警察官1名、証人1名の立ち会いで、遺言者が遺言をつくり、遺言者、筆者、立ち会人、証人が遺言書に署名捺印する。6カ月生存したときは効力を失う。

●在船者の遺言

「船舶隔絶時遺言」は、遠洋漁

業などで長期間に海洋を航行中の人が行う遺言で、乗組員、旅客、一時的な乗船者も行えるし、船舶が航海中でも港に停泊中でもできる。船長、航海士、機関士などの事務員1名と証人2名の立ち会いが必要で、遺言者が遺言書をつくり、遺言者、立ち会人、証人が署名押印する。

遺留分と減殺請求

●公平な分配

遺言書で法定相続人以外の者に

表 法定相続分と遺留分

法定相続人の範囲	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	配偶者 全部	1/2
配偶者と子（第1順位） ※子が死亡しているときは、孫	配偶者 1/2 子 1/2	1/4 1/4
配偶者と直系尊属（第2順位） ※父母ともに死亡のときは祖父母	配偶者 2/3 直系尊属 1/3	1/3 1/6
配偶者と兄弟姉妹（第3順位） ※兄弟姉妹が死亡の場合は甥、姪まで	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	1/2 なし
直系尊属のみ	直系尊属 全部	1/3
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹	なし

※遺留分は、相続人が直系尊属のみの場合は1/3、その他の場合は1/2となる

図4 遺留分減殺請求書の例

遺留分減殺請求書

平成29年4月8日

仙台市青葉町3丁目5番
中村茂雄 殿

仙台市桜町2丁目8番地
中村春夫 印

被相続人中村太郎は、平成28年2月4日付け公正証書により、長男である貴殿に対して、不動産、預貯金、有価証券その他の財産全部を相続させる旨の遺言をなし、平成28年6月9日に亡くなりました。

しかし、被相続人には、配偶者中村桃子、貴殿および次男である通知人、三男の中村秋雄の4名がおり、上記遺贈により私の遺留分12分の1が侵害されています。

よって、私は貴殿に対し、本書面をもって遺留分減殺請求権を行使します。

※配達証明月の内容証明郵便で送付する

全財産を遺贈することもできる。だが「すべての財産を愛人に」などと遺言された場合、残された家族は住む家も失い、生活できなくなり、財産の公平な分配と一定の相続権を保護するために「遺留分」の制度が設けられている。

遺留分とは、相続人が主張できる取り分のもので、侵害している遺言そのものが無効ということではない（上の表）。

遺留分は、相続人によって異なる。配偶者、直系尊属（父母など）、子（代襲の孫、曾孫まで）に認められるが、兄弟姉妹にはない。直系尊属（父母、祖父母など）のみが相続人のときは、相続財産の3分の1、そのほかの場合は2分の1となる。

遺言によって遺留分が下回った場合には、遺留分を侵している相手方に対して「遺留分減殺の請求」を起すことができる。この請求権は、相続の開始や遺贈を知ったときから1年を経過すると、時効で消滅する（図4）。

●減殺の請求
遺留分は、相続人によって異なる